

平成 18 年度 間伐材利用広域連携環境整備促進事業 < 募集要領 >

はじめに

全国森林組合連合会（以下、「本会」という。）は、平成 18 年度林野庁補助事業「間伐材利用広域連携環境整備促進事業」（以下、「本事業」という。）についての公募を下記の要領で行います。

1 事業の目的

本事業は、「間伐等推進 3 ヶ年対策」が進められている中、上下流域等広域にわたる関係者の連携により地域のニーズに応じた間伐材の用途開拓を行う事業を公募・助成することにより、全国的な間伐材利用の促進を図るものです。

2 応募対象者

助成金の交付対象となる者は次の（１）～（３）のいずれかに該当する団体等です。

- （１）森林組合
- （２）都道府県森林組合連合会
- （３）林業者等で組織する団体

なお、上記（３）に掲げる林業者等で組織する団体は次のとおりとします。

木材関連業者が組織する公益法人

中小企業団体の組織する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づき設立された協同組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合であって木材関連業者が主たる構成員となっているもの又は当該事業協同組合が構成員となっている協同組合連合会

都道府県又は市町村と木材関連の企業、団体等との共同の出資により設立された法人（いわゆる第三セクター）

木材関連業者が主たる構成員となって組織する団体で次の要件を具備しているもの

ア 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、または整備されることが明らかであること

イ 事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に伴って事業が実施されることが確実であること

ウ 事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること

3 応募対象事業（助成を受けるための要件）

間伐材の用途開拓を行う事業で、以下の事項に合致するものを対象とします。

- （１）上下流域等の広域連携及び異業種と連携による事業であること
- （２）間伐材利用量の拡大につながる事業であること
- （３）地域や消費者のニーズに基づいた事業であること
- （４）試験導入やモニタリングの実施は都市部等十分な波及効果が期待される地域で実施する事業であること

4 助成金交付対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費は次の別表のとおりです。

なお、申請に当たって、別表中の（１）は必須とし、（２）のみの申請はできません。また、原則として、申請する経費と申請者の自己負担額の総額が 400 万円以上となる事業を対象とします。

別表

事業事項	対象経費	助成率	対象経費項目
(1) 間伐材を利用した試作品の製作・実証	製品の製作・実証とそれらに係る会議に必要となる経費	事業費の1/2以内の助成	地域試験実証等事業費 (賃金、技術者給、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、加工費、会議費、印刷製本費等)、役務費(会場借料、通信運搬費等)、委託料(性能試験、性能調査)
(2) 試作品の試験導入やモニタリング	上記の試作品の試験的な導入や製品の利用者を対象にしたモニタリングの実施		試験導入・モニタリング事業費 (賃金、技術者給、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等) 役務費(会場借料、通信運搬費等)

5 選定審査

(1) 審査方法

本会が設置する間伐材利用広域連携環境整備促進事業選定審査委員会(以下「選定審査委員会」という。)の審査を経て選定します。選定審査委員会及び審査過程は公平を期すため、非公開とします。

なお、本会から申請内容等について問い合わせを行う場合があります。また、選定に当たって、申請者から事業の説明を直接いただく場合があります。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要について一般に公表します。

6 助成期間

本事業の実施期間は、助成金の交付が決定された日から平成19年3月20日までとなります。

7 助成の実施に関わる事項

(1) 本事業に選定された者(以下「採択者」という)に対して本会から助成金交付申請書を送付します。採択者は、助成金交付申請書を作成の上、本会へ提出していただきます。

(2) 採択者は、本事業の実施終了時に本会へ実績報告書を提出していただきます。

(3) 採択者は、本事業の終了後5年間、関係帳簿・会計書類の伝票等について保存していただきます。

8 応募に必要な書類

(1) 所定の応募申請書を提出して下さい。

応募申請書様式はホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。

(2) (1)の応募申請書以外に、定款・規約など団体の組織概況(役職員の執行体制、事業活動の概要、財務状況等)に関する資料。申請する事業内容を説明するために必要となる資料(図面やイメージ図、イラスト等)(任意)。

(3) 申請をする製品が特許や実用新案等への申請を行っている場合は、その旨応募申請書に記載して下さい。

(4) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

9 募集期間

申請の受付は平成 18 年 5 月 8 日(月)～平成 18 年 6 月 9 日(金)まで行います(応募締切当日消印まで有効)。

10 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の利用目的は、本事業に係わる事務(連絡調整・資料送付・成果の普及等)に限定いたします。

(2) ご提供いただいた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の利用目的以外で利用することは一切ありません。

11 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書の提出先および事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記にお願いします。なお、応募申請書は持参または郵送、運送することとします。

12 その他

助成期間中に本会職員等による現地調査を行うことがあるほか、事業状況について報告していただくことがあります。また、間伐材製品の普及のため、事例集の作成、視察の受入等の協力依頼をすることがあります。

平成 18 年 5 月 8 日
全国森林組合連合会

全国森林組合連合会 間伐材利用広域連携環境整備促進事業 事務局(担当:小川、富山、喜多)
〔住所〕〒101-0047 東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号
〔電話〕03-3294-9715 〔FAX〕03-3293-4726 〔Email〕k_mark@zenmori.org
〔URL〕<http://www.zenmori.org/index.shtml>

ホームページから募集要領や申請書様式を入手することができます。